

—第20回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

(野沢座長)

時間を過ぎたので、第20回の障害者差別をなくすための研究会を始めたい。

今回は、前回に引き続き、最終報告のとりまとめを行います。前回出た意見等を踏まえて事務局の方で最終報告を修正してもらいましたので、その報告案に基づいて議論を行いたいと思います。

また、最終報告の内容を踏まえた条例要綱案についても併せて議論を行いたいと思いますのでよろしく御願いたします。

では、議事に入る前に事務局からの配布資料の確認及び出席している関係課の紹介をお願いしたい。

(事務局:小森)

(資料確認と出席課の確認)

(野沢座長)

さっそく議事に入りたいと思う。

今日は、最終報告に先立って知事会見があったので、その報告を竹林課長からお願いしたい。

(竹林課長)

委員のお手元にある「最終報告について」は、今朝の知事会見で記者に配布したもの。本来、この研究会での結論を待ってから記者会見すべきだが、既に新聞報道されていて、今年最後の定例記者会見で取り上げないのは不自然だと考えて、未確定という前提で説明を行った。未確定のものについて記者会見したことについてはお詫び申し上げたい。

(森委員)

どのくらいのマスコミ関係者が記者会見に来たのか。

(竹林課長)

主要なマスコミは、新聞・TVともおいでいただいたと思う。

(野沢座長)

時事通信、時事通信などは来たか。

(竹林課長)

個別にはわからない。

(野沢座長)

事前に事務局からのメール・郵送などでお知らせがあったかと思うが、あらかじめお読み

いただいていることを前提に議論を進めたい。

前回からの変更点について事務局から説明をお願いします。

**(事務局)**

8pでは、「障害」の呼称について、前回の議論の経緯を報告書の中に盛り込んでいます。

11p、12pの障害の定義については、堀口委員の意見により修正しています。

21pの教育分野。高村委員の意見により事例を差し替えた。また、叙述の順番を変えた。また、教育政策の記述を削除してはどうかとの意見があったが、山田委員からの意見もあり、多少表現を変えたが残している。また、条文案は国の特別支援教育に沿った形で「把握した」と記載した。

33pでは、相談を受けた相談員・指定機関の措置として、内容の変更はないが、項目をまとめた。34pの～の「3年」の起算については、要綱案も参照してほしいが、継続行為については行為の終了から3年と考えている。

38pでは、高村委員・山田委員からの意見により、見直しの前提になる調査研究について記述した。

39pですが、前回の研究会における各課からの意見により、公共の安全と秩序の維持に関して記述した。

40pでは高村委員・山田委員からの意見により、事例の蓄積を記述した。

**(野沢座長)**

意見をどうぞ。

**(森委員)**

8pの「今後の県民運動の中で「障害」以外の言葉を定着していくことが適当です」という書き方が限定的な感じがする。「障害」以外の言葉の定着が県民運動の目的になってしまうような気がする。

むしろ「「障害」以外の言葉も考慮していくことが適当です」という書き方がよいのではないか。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

“以外”だと「障害」も入るのだろうか。

**(野沢座長)**

“以上”や“以下”ならば入るが、“以外”だと入らない。

確かにこの書き方だと、「障害」という言葉はダメだと研究会で決定したような印象を受ける。

**(横山委員)**

私が最初に受けた手話講習会で聴覚障害者の方の話を聴いて“カッコいい”と思った。「障害」という言葉は障害を受容した人たちの、障害者として生きていこうという強い意味を

感じていて、障害という言葉にはマイナスイメージはない。「障害という言葉“も”」とすればよいのではないか。

また、例えば精神障害者の場合、精神病ということから、その人なりに受容しようとしている進化の過程ではないか。都合のいいときだけ「病人」と言ったり「障害」と言ったりということではなく、「障害」という言葉も含めるのが適当ではないか。

**(野沢座長)**

ひらがなの「しょうがいしゃ」は、前回成瀬さんから意見があったと思うが、どうか。

**(成瀬委員)**

だんだん世の中が変わってくるにつれて、呼び方も変わってくると思うが、将来を先取りした言葉の使い方ということで前回納得した。

以前は、私も「障害者」と漢字で書くことで良いと思ったが、仲間が書いたものを読んで、もっと良い書き方を考えてもよいのではないかと思った。

例えば、「チャレンジド」など。将来的にはもっと変わる予感もあるし、私も考えている。

堂々巡りみたいなことを言ってしまったが、みなさんもそうなのではないか。

正直な話、障害を持って生きてみないと分からないことが世の中にはいっぱいある。そういうことを否定してしまうのも考え物だ。例えば、親が障害児を判断するときに、必ずしも正確に見ているとは限らないということまで将来的になってくると思う。

20回の会議を通じて、今をスタートラインと捉えて、将来的に変わってくるという希望を持っている。

**(森委員)**

成瀬委員の意見には同感ですが、これは「文字が見える人」の論点での話なので、視覚の障害を抱えていらっしゃる高梨副座長のご意見を伺いたい。

**(高梨副座長)**

言葉が先なのか、背景にある思いが先なのか、これは鶏と玉子。点字は記号文字なので、字の意味は表さない。しかし、日本語は表意文字だから漢字を無視できない。やはり日本文化は表意文字なので、「障害」という状態を表す一つの文字なので、これを単にひらがなにしてしまうと、横文字のように、新しい用語になるのかとも思う。

森委員の言うように、今後の取組みの中で議論していけばよいのではないかと思う。

**(森委員)**

分かりました。ありがとうございます。

**(野沢座長)**

横山委員の言うように「障害以外の言葉“も”考慮し」というような文面にしていけばよいのではないか。

ちょうど知事がお見えになったので、お言葉をいただきたい。

## (知事)

昨年7月に策定した「障害者計画」に宣言を入れさせていただいた。

その中に「条例」の検討が書かれていたが、日本という国の中でこれは簡単なことではないだろうとは考えていた。

しかし、皆さまの側から作ることを可能にしてくださった。一言「ありがとう」と申し上げたい。野沢さんも、座長として一生懸命やってくださった。また、障害のある人もそうでない人も、企業の人も教育関係の人も参加してくださったことは、全国どこでも例がないことだと思います。

「地域福祉支援計画」づくり、「第三次障害者計画」づくりのプロセスやタウンミーティングを開いてきた中で、「誰もがその人らしく地域で暮らす」を実現するためには、どんなに福祉が充実しても、地域で差別があっては楽しくない。特別に楽しかったりする必要はないが、「差別」というのは普通以下だと思っています。

障害という言葉は私もあまり好きではないが、病気や障害で不便のある方はみんなで大事にしていこうという「感性」とか「人間性」といったものを地域の人たちが持っていれば、それで住み心地がよくなるだろうと思います。周りの人が小さな努力を重ねることで変わってくるだろうと思います。

この最終報告を読んで、すばらしいと思ったことが3つ。

県民の皆さんが、差別の事例を検証し、「どうしたらなくなるのか」議論をしたことが1つ。

普通の法律、特に刑法などは「負の法律」だと思う。しかし、この報告に盛られたのは「プラスの法律」だと思う。生産的な条例。国などで規定してきたこととは本質的に違う。

これをきちっと条例化していくことが重要だが、それと同時に、千葉でできれば、全国へ発信できるということ。

昨日は、京都の立命館大学で2回目の講義をした。1回目はなぜ国会から県知事に移ったかという話をしたが、今回はこの条例の案は千葉に留めてはいけないのではないかと考えて話すこととした。京都への車中でレクチャーを受けたが、改めてすばらしい、地域づくりの土台になっていくものだと感じた。

「これができてもゴールではなくスタートだ」ということが書かれていますが、県民運動になっていったときに大きな意味を持ってくるだろうと思っています。

こうした種をまいてくれたことを感謝しています。ありがとうございました。そして、ご苦労様でした。

## (野沢座長)

過分なお言葉をいただきありがとうございました。

来年、日弁連でも国の差別禁止法のシンポジウムを開くが、知事に来てほしいという依頼がされている。こうした動きはどんどん全国に広がっていくと思います。ぜひ議会で通していただきたいと思っています。

## (知事)

良いお年を。ありがとうございました。

(拍手)

(野沢座長)

では、11・12pは堀口さんからの意見で修正されているが、このような表現でよいか。

(堀口委員)

障害の定義でWHOの障害の定義を参考としているので、これでよろしいと思う。「医療モデル」は一方通行の考え方だが「生活モデル」は環境も含めた様々な要因、「社会モデル」は社会の様々な状態を指すもの。生活モデルは医療モデルと社会モデルを統合したものと聞いているので、社会モデルと生活モデルを併記するのは適当ではないのではないかと考えた。

(竹林課長)

ここの部分は、厳密には「社会モデル」と「生活モデル」は違うものだと思うが、「医療モデル」に対する概念として、「社会モデル」と「生活モデル」がある程度セットとして定着している。

厳密性にこだわるよりも、今回変えようとしたことがメッセージとして伝わった方がよいと考えた。「要素が強い」という書き方ならば分かりやすいのではないかとと思う。

(堀口委員)

分かりました。

(野沢座長)

一般の人には医療モデルとか社会モデルとか言ってもよく分からないと思うので、こういう書き方でよいのではないか。

次に、教育分野のことについて。

(森委員)

メーリングリストでも書いたが、大学がそもそも誰でも学べる場所か、ということがある。

手話による授業が提供できないから不合格になったということよりも、手話通訳がいない大学は選ばないぞ、というような立ち位置がいいと思っている。

そのような気持ちから考えると、この事例は、私としてはしっくりしない。

ではどの事例かというと、「本人の教育的要求に応じた」ということだと、「楽しみにしていた学校行事で付き添いを強要されたり、欠席することを申し渡された」ということの方がよいのではないか。以前配られた事例集の82p、87p。この方が説明になじむと感じた。

もちろん、3つ目の事例と似たような事例だと思うが、「本人の教育的要求」ということを加味すると、この方がよいのではないかとと思う。

(山田委員)

事例としては、森委員の意見よりも、高村委員のほうが分かりやすいかと思う。付き添い

というのは、やはりコンセンサスが得られない。一般の人の理解を得るためには分かりやすい事例として、こちらの方がよいと思う。

また、高村委員から削除すべき、意見のあった「国の教育政策・・・」ということについては、残した方がよい。この教育政策の転換を踏まえて、「本人云々が差別である」というのが生きてくる。最初に戻していただくのがベストだと思う。

また、「学習上の困難を改善又は克服するため」は国の文書にも入っている文章だが、「学習上の困難」は障害のモデルで言えば環境との関連があるものだが、教育の現場では個人の状況の改善の方向に向いがち。そのような状況も踏まえて、できれば最初の表現に戻していただくのがベストだと思っています。

#### **(横山委員)**

事例についてですが、大学はそもそも義務教育ではないし、この事例でも、そもそも不合格になったのが聞こえないのが理由なのかも分からない。それよりも、「入試を受けられなかった」というような例であれば分かりやすい。

#### **(野沢座長)**

森さんの事例についてだが、一所懸命受け入れようという学校でもやむを得ず付き添いを求めている学校もある。以前、せっかくやっつけている人たちを「それも差別だ」とやり玉にあげてしまうことになってはまずいよね、という議論があったと思う。

横山委員の意見の方が分かりやすいと思う。

#### **(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

大学に入るときも、大学側から「相談やお願いはしないでほしい」ということを言われた。役所に入るときも同様だった。

また、入った後の待遇でも差別に当たるが多々ある。

教育に限らず、あらゆる場面がそのようなものがある。イメージできるように整理してほしい。

#### **(清水委員)**

中教審の答申が出されたが、初めは勢いがあったが、結局結論が出なかった。ヒトとカネをどうするのだろう、と。現実とのギャップをどう埋めるかということで結論が出なかった。誰もが納得できるようなものにしておかないと「過重」の問題に戻ってきてしまう。

#### **(高村委員)**

「国の教育政策・・・」は、主に義務教育を念頭にしているのだと思う。中教審も義務教育にスポットを当てていると思う。事例として願書の拒否は分かりやすいが、事務局の案がよいのではないか。

#### **(野沢座長)**

「また」で一回切っているのも、さほど違和感はない。

山田委員の言うように、「国の教育政策」を置くことによって、県民に理解してもらいやすいのではないかと。

**(西嶋参与)**

中教審では、義務教育だけを念頭にしていたわけではない。

**(鈴木教授)**

なにやら、大学がやり玉に挙げられているようなので少し発言を。今では、大学は門前払いをするところはないはず。どの程度の準備が必要か入試前に必ず協議をしている。毎年、障害者に対してどのような配慮をしているか文部科学省に報告しなければならないことになっている。

**(竹林課長)**

事務局でもそうだったが、森委員の例も寄せられた事例の中から探したもの。800の事例にこだわるのをやめるのであれば、大学でなくてよいと思う。

内容を少し変えたのは、最新の中教審を入れたほうがよいと思ったから。引用するのであればそこは修正を加えないで引用に徹した方がよい。

**(山田委員)**

引用としてはどちらでも良い。繰り返すが、私自身は入れた方がよい。

**(野沢座長)**

あくまで教育分野なので、大学という場面に限定する必要もないのではないかと。

また、教育は非常にナイーブな分野なので、できるだけ多くの理解を得るためには国の政策の権威を借りることも必要ではないかと思う。

**(高梨副座長)**

課長の言うことでよいのではないかと思うが、だいぶ昔の事例が寄せられたのではないかと思う。

**(佐藤副座長)**

ここまできたら事例にこだわりたい。大学を取ってしまえばよいのではないかと。

位置についてはこだわらない。どちらでもいいのではないかと。

**(野沢座長)**

では事務局の案でよいのか。あえて大学と書かないで「入学試験を受けられなかった」というような書き方でよいのでは。

**(山田委員)**

それだとだいぶ昔の話ではないかと思う。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

千葉大学は昔から聴覚障害者に理解があるが、私立大学などではいろいろ事情がある。最近相談される事例で多いのは、入った後のカモフラージュが多い。大学に相談しても十分応じてくれない。入学については以前より入りやすくなったが、問題は入学後。

**(竹林課長)**

それは合理的配慮では？

**(堀口委員)**

今のご発言をいただいて、記述としては「入学を拒否されたり、入学後の支援を拒否された」としてはどうか。

**(佐藤副座長)**

受験をさせておいて手話はないので合格させません、という教育機関はないだろうと思う。堀口委員の言うように、「受験させない、合格させない」というのは、入学を拒否するという意味で受け取ってはどうか。

**(森委員)**

やはり大学は外してほしい。大学はカネがあって、優秀なヒトが行くところという偏見が一般に歴然とあることにこだわりたい。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

障害を理由として、高等教育を受けられない人がいるということをアピールするのがよい。

**(野沢座長)**

大学ということにこだわらなくて良いのではないか。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

入学後のことについても念頭に置いてほしい。

**(野沢座長)**

そのようなところでまとめたい。

ここ以降では何か大きな問題になりそうなところはなさそうだが、どうか。

**(山田委員)**

条例以外の取組みで、「主たるターゲット」は「対象」とかに変えた方がよいのではないかと思う。

また、28p「社会の仕組みそのものを変えていく仕組み」は仕組みがつながるのでどうにかならないか。個人的には気に入っているが。

(竹林課長)

変えるとすれば前者がいいと思う。

(野沢座長)

「社会そのもの」「社会のありよう」「社会をかえる」というのもあるが。

(竹林課長)

説明などで外に行くと「社会を変える」というと、「住み慣れた社会が変わってしまうのか」というような反応を受ける。

(山田委員)

トーンダウンするが「制度や習慣、慣行を変えていく仕組み」にしてはどうか。

(西嶋参与)

後の方を変えてはどうか。「仕組みを変えていく仕掛け」でもいいのかと思うがどうか。

(野沢座長)

推進会議は仕掛けなんだ、というのはいいと思う。

(佐藤副座長)

「工夫」ではどうか。

(障害者計画推進作業部会 植野委員)

「方策」はどうか。

(鈴木教授)

「取組み」はどうか。

(森委員)

10pとの整合性からも「取組み」がよいのではないかと思う。

(堀口委員)

話がそれるが、今、習慣や慣行という話が出たが、6pの他は直し漏れか。

(竹林課長)

直し漏れです。直します。

**(野沢座長)**

他はどうか。よろしいでしょうか。

条例要綱案も検討せねばならない。事務局から説明をお願いしたい。

**(事務局)**

要綱案は、条例案となる内容の3分の2から4分の3が盛り込まれている。

最終報告の内容をそのまま引き写す形で作成している。

例えば、総則の定義は報告の12pから、基本理念も13pから引き写して載せている。虐待の関係は27pに対応している。この要綱案は全6章で構成。

まず、総則、第2章がなくすべき差別の例示、3p、第3章の推進会議は28～29pを盛り込んだ。

4p。4章の差別の事案解決についても29p～37pの内容を載せている。

7pの第5章は、理解を広げるための施策が37p、その他についても、運用上の配慮は38p、見直しは39pに対応している。

**(竹林課長)**

少し捕捉する。「分量」は3分の2だが、内容としては全部入っている。例えば、なくすべき差別も表になっているが、これも各条文になってくる。内容については最終報告を全部反映している。最終報告・要綱案・条例案というのが一体となっていることをご理解いただきたい。

**(森委員)**

質問ですが、要綱案の虐待の定義については、圧縮されているからこうなったのか。「(2)障害のある人に対する虐待」の項目に関して、施設従事者以外でも虐待をすることがあると思うが、限定的過ぎないか。

**(竹林課長)**

非常にややこしい作りになっている。

3pの第2の5「虐待の禁止」の(1)では、裸で「虐待をしてはならない」と書いてある。(1)以下では「障害のある人に対する虐待」としている。

児童虐待防止法も同様の作りで「虐待」と「児童虐待」の2つが使われている。裸の「虐待」はすべてを含む概念、「児童虐待」がその中の特定の概念になっている。

ただ、ご指摘のように、まぎらわしいので工夫したい。

**(小林委員)**

条例の題名は分かりやすいが、中身については、正確を期すためにこのようになっているのだと思うが、表現が難しい。分かりやすい表現に工夫を凝らしてほしい。

また、細かいことだが、4pの4の(2)は(3)が正しいのではないか。

7pの第5章の1の(2)に「聞かなければならない」とあるが、「聴かなければならない」ではないか。

虐待について、何人もというところを活かして、施設のことだけではないようにお願いしたい。

(竹林課長)

条文の審査には100時間かけていて、政策法務課の力も借りながら、これでも前例がないようなやわらかいものになっている。ただ、例えば、全く同じ意味で既存の法令と違う字句を使うわけにはいかないなどの限界がある。題名に読点がある法令も前例は1つしかないということをご理解いただきたい。さらに工夫は心がけたい。

また、指摘のあった4の(2)は間違いではありません。

3つ目のご指摘はワープロミス。ご指摘いただいてありがとうございました。

(小林委員)

4の(2)は正しいのか。

(竹林課長)

ここは「調査」ではなく「申立」にかかるので、(2)で正しい。

(野沢座長)

政策法務課にご尽力いただいているのは私も分かっている。細かい表現についてはご容赦願いたい。一般の人にも分かるような、ガイドラインで簡単な解説を作っていけばよいと思う。

(森委員)

2pの分野ごとの差別の表の、先ほども議論になった教育のところ、表現の問題だと思うが、「与えないこと」よりも「奪うこと」の方がよいのでは。ニュアンスの問題だが。

恐らく文部科学省の言い回しを引用しているのだと思うが。

(野沢座長)

最終報告では「与えないこと」になっている。

(竹林課長)

既存の法律などにもあるが、そもそも日本語として、奪うというと、一度与えたものをなくす、という印象がある。初めから、ということであれば、与えないことの方が適当ではないか。

(森委員)

最終報告からの引用であれば、このままで結構です。

4pの障害者差別解消委員会委員の任期については、2年とあるが、再任などの規定はどうなるのか。

(事務局:小森)

再任は妨げない運用となっていると思う。

(竹林課長)

そのあたりは、ほかの審議会等と合わせて行政組織条例で別途規定する。

(野沢座長)

以上をもちまして、最終報告案及び条例要綱案の審議を終了したい。

パブコメなど行うが、具体的な微修正は座長や事務局にお任せいただきたい。

(拍手)

今後、この研究会をどうするか、説明を。

(事務局)

今後取り組まなければならない課題も残されておりますので、ご迷惑でなければ、月1回くらい開催させていただければと考えています。

(野沢座長)

よろしいですね。どだい無理なスケジュールのところを、県庁各課の活躍でここまできている。私たちとしても最後まで見届けたいと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願い致します。またメーリングリストなどで呼びかけるのでお集まりいただきたい。

本日をもって、研究会は一応終了するが、事務局からなにか。

(事務局)

本日の議論を踏まえて、所要の修正を加え、パブリックコメントにかけ、できれば条例案を2月の議会に提案したいと思う。大変恐縮だが、たまった議事録も、修正などあれば26日の月曜日中までにご意見ください。

(野沢座長)

せっかくなので、最後に各委員から一言ずつどうぞ。

(安藤委員)

実は、関係ないが、お知らせしたい。日野原先生が文化勲章受章後の最初の講演で、一緒に食事をしよう、遊ぼう、歩こう、学ぼう、歌おう、踊ろう、お参りしよう、考えよう、祈ろう、笑ったり泣いたりしよう、という「親子のきずな10箇条」を話された。

何を言いたいかというと、死ぬまで勉強だということ。これからもぜひ仲間に入れてほしい。ありがとうございました。

(内山委員)

30人の委員の中で30分の1になれなかったかもしれないが、ところどころ言ったことが反

映されているのはうれしい。正直、「今日で終わるのかな」と思ったが、できる範囲で今後もやらせていただきたい。

**(田子委員)**

当事者として、精神障害の意見を言おうと思ったが、何を言えばいいのか悩む日々でした。やっと精神障害も日の目を浴びるようになってきたのかなと思う。

**(浦辺委員)**

鴨川グランドホテルの浦辺です。障害というのは、目の前に見えているものだけではないことがわかった。みなさんありがとうございました。

**(小林委員)**

研究会で生の声を聴いて、大変勉強になりました。  
発言も少なかったが、ありがとうございました。

**(近藤委員)**

精神障害者を理解してもらおうと思って参加したが、皆さんにご理解いただいて、この会は暖かいなと思った。また、自分の不勉強なところを勉強させていただいた。今後ともよろしく願います。

**(清水委員)**

障害児教育一筋でやってきたが、いままで狭かった視野を広げさせていただいた。ありがとうございました。

**(成瀬委員)**

大変楽しい時間を過ごさせていただいた。10月～11月に補助犬の認定試験を受けさせていただいた。まだ、結果の連絡が来ない。

これは、事例の中に補助犬の問題があったし、ユーザから問題点を聴いたりしているが、補助犬が社会参加に役立つようになっていくことを祈る。

よろしく願います。

**(白川委員)**

中核地域生活支援センターの白川です。公式の場に出るのは初めてで言葉足らずだったりが、私の中で今後どうやって活かせるかが課題と思っている。

今後ともよろしく願います。

**(障害者計画推進作業部会 植野委員)**

私がいろいろ意見を言ってご迷惑をお掛けしたかもしれないが、改めてお詫びいたします。いろいろな相談が持ち込まれている。ある選挙で、結果的にろう者が選挙権を行使できなかったという相談を受けた。

また、自立支援法の関係でいくつかの市がアンケートをしているが、専門用語が並べられていて理解ができない。それがそのままニーズがないと判断されているということもある。ろう者もまだまだそういう問題を抱えていることも理解願いたい。

**(高村委員)**

私はここに来るのが楽しくて仕方なかった。交通費もお茶も出ないので、遠慮なく発言することができた。千葉県内では呼吸器を付けて普通学級に行っている子が複数いる。周りの子どもそれが当たり前環境として育って、その子たちがこれからの千葉を変えていってくれと思うし、それを支えるのがこの条例だと思っています。

**(野老委員)**

発言できなかったが、「条例がこうやってできていくんだ」ということを目の当たりにして、「この条例を広げていく」というところは担えるかなと思っている。大綱で3回もタウンミーティングが開けて、こうした問題を考えたことがなかった人たちと共有できたことをありがたいと思っている。

自分のビジネスにとっても、これからの商品づくりに具体的に入り込んできたこのテーマを大事にしていきたい。

**(長島委員)**

私は県職員で、窓口で相談を受ける立場にいるので、条例ができれば知らないとは言えないので、毎回身の引き締まる思いで参加していた。

専門職能者にも、こういう条例があるのだということを、現場の中に取り入れていくべきだと思う。今後ともよろしくお願いします。

**(根本委員)**

私もあまり発言しない方だったが、野老さんや浦辺さんと同じように企業人として、後ろ向きでなく、積極的に会議に出て、自分たちがどう活かしていくかという思いで聴いていた、ということをご理解願いたい。

各課の皆さんも熱心に聞いていただきありがとうございました。

手話通訳のお二人にも拍手をお願いしたい。

是が非でも条例を作ってほしい。

つい最近、読売の記事を読んで、従業員に回覧した。

従業員やお客さんに対して、いかに障害について様々な機会に会話をしていくか、ということだと思う。参加の皆さんはほとんどが障害に関係のある人。会は盛り上がるが、一步外に出ると「知らないよ」というのが現実。われわれ障害に関係ない者が、どうやって外に広げていくか。精一杯PRしていきたい。

ありがとうございました。

**(堀口委員)**

条例そのものは難しいものでもかまわないと思うが、いま根本委員からもあったが、いか

に分かりやすい言葉で県民の皆さんに伝えていくかがわれわれの責務だと思う。ありがとうございました。

**(森委員)**

毎回お騒がせしましたが、皆さんと出会えてこういう議論ができたことは宝だと思っています。お世話になりました。今後もよろしくお願いします。

**(山田委員)**

皆さん、もう条例ができたような気分だが、これからが重要。もっと大変になるかと思うがよろしくお願いします。

**(横山委員)**

1年間参加できたということで、これからの自信になった。見た目はどんなに冴えないおばさんでも、「これだ。」と言えるものを持って、カッコいい障害者と言われるようになりたい。そして、もっとアサーティブに生きていきたい。ありがとうございました。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

精神障害についていろいろ言おうと思っていたが、千葉方式って本当にいいな、と思った。終わってからでもまだ続く、というすばらしいこと。

もう一つ、他の課の方々も、臨席いただいて本当にありがとうございました。

精神障害者の福祉教育について、県社協の協力をとりつけて、この夏からやっている。障福亭千葉というのをつくった。これから精神障害者のことを学校で語っていこう、職場で語っていこうと擬似幻聴体験などを考えている。

精神障害を伝えていこう、具体的な状況を伝えていこうというきっかけになったのがこの会。

どんどん当事者が語っていこう、ということ。感無量。ありがとうございました。

**(高梨副座長)**

研究会が始まったときに冒頭で申し上げたが、結論がどうなるか気になっていた。ADAはすばらしいが、日本文化とかけ離れているので、落としどころが難しいと思った。しかし、円満な、それでいて骨抜きでない、将来につながるものができた。すばらしいことだと考えている。

生涯の良き思い出になるのかな、と感無量である。竹林課長、事務局、県庁各課のご努力に感謝いたします。また、座長、副座長、委員の方もありがとうございました。

2つ反省点がある。1つは、副座長の大任を果たせなかったこと。

もう1つは、視覚障害者にもだいたい情報提供したのだが、あまり意見が出なかった。先日、盲ろうの役員の方々にお話したときに「私たちは、差別を感ずるほど、人と接する機会もない」と言われ、悲しい思いをしました。

研究会に参加させていただき、残りの人生、自分がなすべき課題を与えられたな、と思った。ライフワークとしてやっていきたい。

**(佐藤副座長)**

知事の「この条例は法律家でなく県民が作った」というお言葉があった。

野沢座長から、法律的な問題は私に振られたが、難しい問題は鈴木教授に振ってしまった。ありがとうございました。

この条例は、要約すると、対話路線だから、「決めつけない、罰しない、あきらめない」ということ。

作ろう！作ろう！という黒澤明のCMがあるが、まさにそんな感じでやってきた。

これからもよろしくお願いします。

**(鈴木教授)**

皆さんの思いを条例にするという約束がどのくらい守れたかわからないが、少しはお役に立ったかと思っている。

制度は、「小さく産んで大きく育てる」と言うのが私のモットー。地に足の着いた制度を作っていくのが大事だろうと思っています。

**(西嶋参与)**

国の審議会などにも出ているが、並行して、千葉ではこんなことをしているんだ、と感心している。

最後をお願い。今後、県民が一致してやりたいんだ、というアピールをして、県民の総意ということで広げていかないといけない。

**(野沢座長)**

不手際な司会で申し訳ない。1年間お付き合いいただいて感謝している。

仕事柄、いつも偉そうなことを書いたりしゃべったりしていたが、全然知らなかったんだな、ということをつかかった。

事務局も頑張ってくれた。

こんな遅くまでお付き合いいただいた県庁内各課のみなさまにも感謝。

**(拍手)**

1年間やってきて、ようやく、なすべきことが出揃ってきた感がある。

もちろん条例を制定してほしいが、協力いただきたい。末永くお付き合いしたい。

**(竹林課長)**

研究会で最終報告までまとめる、というところまではこれまでも千葉方式でやってきたことだが、条例を作れるのであれば新しい1ページが開かれる。

根本委員の話にもあったが、障害の世界を1歩出ると、何も知られていない部分も実感している。逆説的になるが、理解がされていないことにこの条例の必要性を再認識している過程でもある。

各課のみなさまにも感謝。本来業務と密接でない仕事だったと思うが、出ていただいてあ

りがとうございました。

委員の方も本当にありがとうございました。

(一同)

お疲れ様でした。

(拍手)。お疲れ様でした。ありがとうございました。

---第20回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---